

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出
霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設
- 2 指定管理者 霧島市溝辺町麓513番地1
きりしまPPP株式会社
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市丸岡会館の概要

- ① 施設名 霧島市丸岡会館
- ② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地54
- ③ 開設年度 会館：昭和59年度
食堂（まるおか桜苑）：平成16年度
- ④ 構造・面積 会館：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 706.40㎡
食堂（まるおか桜苑）：鉄骨造2階建 延床面積 409.00㎡
- ⑤ 設置目的 市民の社会連帯意識を高め、文化教養の向上を図り、併せて保養と福祉の増進に利用することによって豊かで明るい郷土をつくるため設置
- ⑥ 年間利用者数 48,004人（平成27年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 34,315,805円（平成27年度実績）

2 霧島市横川体験農園の概要

- ① 施設名 霧島市横川体験農園
- ② 位置 霧島市横川町上ノ3600番地
- ③ 開設年度 平成11年度
- ④ 面積 672㎡(27小区画)、1,650㎡（大区画（4区画））
- ⑤ 設置目的 農業者以外の者が野菜又は花等を栽培し、自然にふれあいながら農業に対する理解を深めること等を目的として設置
- ⑥ 年間利用者数 3人（平成27年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 13,440円（平成27年度実績）

3 霧島市横川勤労者技術研修館の概要

- ① 施設名 霧島市横川勤労者技術研修館
- ② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地54
- ③ 開設年度 昭和59年度
- ④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 185.12㎡
- ⑤ 設置目的 企業従業員の研修及び各種会合等の用に供するため設置
- ⑥ 年間利用者数 843人（平成27年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 9,720円（平成27年度実績）

4 丸岡公園の概要

- ① 施設名 丸岡公園

- ② 位 置 霧島市横川町上ノ3201番地 1
- ③ 開設年度 昭和43年度
- ④ 面 積 272,000㎡
- ⑤ 設置目的 霧島連山を一望でき、豊かな自然と眺望に優れた風光明媚な市民の憩いの場として、市民の心身の育成と健康増進を図り、また、レクリエーション活動や観光の拠点として、重要な役割を果たすため設置
- ⑥ 年間利用者数 40,472人（平成27年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 5,034,440円（平成27年度実績）

5 霧島市横川農業交流センターの概要

- ① 施設名 霧島市横川農業交流センター
- ② 位 置 霧島市横川町上ノ3590番地 9
- ③ 開設年度 平成11年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 790.90㎡
- ⑤ 設置目的 農業経営技術の向上及び地域住民の連帯意識を高め地域の活性化を図ることを目的として設置
- ⑥ 年間利用者数 3,708人（平成27年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 2,082,337円（平成27年度実績）

6 霧島市森林活用環境施設の概要

- ① 施設名 霧島市森林活用環境施設
- ② 位 置 霧島市横川町上ノ3590番地 3
- ③ 開設年度 平成11年度
- ④ 構造・面積 木造2階建 延床面積 52.17㎡ 8棟
- ⑤ 設置目的 住民に森林を利用したレクリエーションの場を提供し、住民の健康増進を図るため設置
- ⑥ 年間利用者数 2,407人（平成27年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 6,361,785円（平成27年度実績）

7 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名 称 きりしまPPP株式会社
 - 代 表 者 代表取締役 山口 克典
 - 所 在 地 霧島市溝辺町麓513番地 1
- ② 組織

設立年月日	平成17年9月14日
資本金	1,000万円
従業員数	40人
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般土木建築工事業 ・道路舗装工事業 ・造園及び緑化事業の請負、設計、施工並びに管理 ・スポーツ施設、保養所、研修所、レストラン、ホテル、旅館等宿泊施設及び売店の経営 ・警備、保安業務の請負 ・ビル、マンション及び住宅のメンテナンス並びにリフォーム工事請負 ・旅行の斡旋及び旅行業法に基づく旅行業者代理業 ・飲食店、喫茶店、駐車場、カルチャーセンターの経営 ・スポーツ用品、衣料品、玩具の販売 ・不動産の売買、仲介、管理及び賃貸 ・遊技場、遊園地等の娯楽施設の経営 ・健康・美容機器、マッサージ器具、化粧品、健康食品、食料品、清涼飲料水の販売及び輸出入 ・イベントの企画、構成及び運営並びに芸能及びスポーツに関する興行 ・出版及び広告宣伝業 ・前各号に附帯する一切の業務

8 評点結果

きりしまPPP株式会社
1,070点
指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等を審査し、申請者へのヒアリングを踏まえ、各委員（13人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

9 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会では、上記申請者について、指定管理候補者として適当か否かの協議を行い、きりしまPPP株式会社を適当と認め、次の選定意見を取りまとめた。

（主な選定意見）

- 自主事業等に力を入れていることに加え、レストランにおいて新メニューを検討しており、前向きな姿勢を評価した。
- これまでの管理実績や、不具合が生じた時のバックアップ体制が整っている点を評価した。
- 月一回のフリーマーケットやグランドゴルフ大会開催等の地域に根付いた取組を評価した。
- 自主事業の豊富さや、これまでの管理実績を評価した。
- 緊急時のバックアップ体制の確立や、これまで職員の教育もきちんとされている点を評価した。